

保険薬局部会ニュース

令和7年2月4日
広島県薬剤師会保険薬局部会

調剤報酬請求における注意事項

昨今、使用期間切れの処方箋を受付して調剤し、保険請求しているレセプトが保険者から査定されているケースが多く見受けられます。

使用期間切れの処方箋を受け付けた場合、調剤及び保険請求はできません。また、医療機関に電話するなどし、使用期間を延長することもできません。

過去の厚生局の個別指導の指摘事項でも、

- ① 次の不備のある処方せんを受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。
 - イ 処方せんの使用期間に年月日の記載がないにもかかわらず、交付の日を含めて4日を超えた処方せんを受け付け、調剤を行っている。

と指摘され、自主返還になっています。

また、使用期間が延長された処方箋を受け付けた場合には、レセプト摘要欄に「処方箋の使用期間〇月〇日の記載を確認済み」のコメントを入れてください。